

『行政書士試験 解法パターンとルール』

Vol.5 一般知識＋総合戦略編

正誤表（第4版）

訂正件数 30 件

A: 問題文欠落 3 件 | B: 要約化 14 件 | C: 書換え 13 件（解説も刷新）

2026 年 4 月発行

お詫び

『行政書士試験 解法パターンとルール Vol.5 一般知識＋総合戦略編』をお買い上げの皆様へ。

本書の編集過程において、過去問題の転載に重大な不備が判明いたしました。心よりお詫び申し上げます。

本正誤表は、30問の訂正内容について本書のページ番号順に「誤」（現状記載）と「正」（公式原文）を並列で示したものです。また、問題文そのものが書き換えられていた C 分類の問題については、**新しい問題文に対応した解説**（「カンタンに言う」と・引っかけパターン・ルール）も併せて掲載しています。

【A: 問題文欠落】 書籍に問題文・選択肢が掲載されていなかった箇所

【B: 要約化】 問題文や選択肢が要約されていた箇所

【C: 書換え】 問題文・選択肢の内容が公式と相違していた箇所（解説も刷新）

修正版書籍を鋭意準備中です。完成次第ご案内いたします。

著者

目次

1	p.21		R6 問 47		C: 書換え	4
2	p.23		R6 問 49		C: 書換え	5
3	p.25		R6 問 51		C: 書換え	6
4	p.26		R6 問 52		C: 書換え	8
5	p.28		R6 問 54		C: 書換え	9
6	p.29		R6 問 55		A: 問題文欠落	11
7	p.30		R6 問 56		A: 問題文欠落	11
8	p.30		R6 問 57		A: 問題文欠落	12
9	p.70		R2 問 49		B: 要約化	12
10	p.71		R2 問 50		C: 書換え	13
11	p.72		R2 問 51		B: 要約化	16
12	p.72		R2 問 52		B: 要約化	16
13	p.73		R2 問 53		B: 要約化	17
14	p.75		R2 問 55		B: 要約化	18
15	p.77		R2 問 57		B: 要約化	19
16	p.78		R1 問 47		B: 要約化	20
17	p.79		R1 問 48		B: 要約化	20
18	p.80		R1 問 49		B: 要約化	21
19	p.81		R1 問 50		C: 書換え	22
20	p.83		R1 問 53		C: 書換え	24
21	p.85		R1 問 55		B: 要約化	26
22	p.88		H30 問 47		C: 書換え	27
23	p.92		H30 問 51		B: 要約化	29

24	p.92		H30 問 52		C: 書換え	30
25	p.93		H30 問 53		B: 要約化	32
26	p.99		H29 問 49		C: 書換え	33
27	p.100		H29 問 50		B: 要約化	35
28	p.105		H29 問 55		C: 書換え	35
29	p.110		H28 問 50		C: 書換え	38
30	p.114		H28 問 54		B: 要約化	40

訂正内容: 肢 1 は公式『衆参の議席要件・得票要件』(政党交付金の実質要件)が書籍で目的規定に変容。肢 3 は書籍で『国民の不断の監視と批判の下に』(政治資金規正法の目的条文)が加筆。肢 5 は公式『ポピュリズム』と称する定義(実際はフェミニズム)が書籍では『フェミニズム』と称する定義(実際はポピュリズム)と逆転し、本問の誤答候補のトリック構造が崩壊

【誤】書籍の現状

・政党助成法は、国が政党に対し政党交付金による助成を行うことを定めており、政党の政治活動の健全な発達の促進等を目的としている。／・フェミニズムとは、政治指導者が大衆の情緒的支持を基盤として既存の支配層やエリートと対決しようとする政治運動のことをいう。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 47 政治に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。1 政党助成法は、衆議院または参議院に一定数以上の議席を有するか、議席を有して一定の国政選挙で有効投票総数の一定割合以上の得票があった政党に対して、政党交付金による助成を行う旨を規定している。2 マス・メディアなどの情報に対して、主体的に世論を形成するためなどに、それらを批判的に読み解く能力は、メディア・リテラシーと呼ばれる。3 政治資金規正法は、政治資金の収支の公開や寄附の規制などを通じ政治活動の公明と公正を確保するためのルールを規定している。4 有権者のうち、特定の支持政党を持たない層は、無党派層と呼ばれる。5 性差に起因して起こる女性に対する差別や不平等に反対し、それらの権利を男性と同等にして女性の能力や役割の発展を目指す主張や運動は、ポピュリズムと呼ばれる。

正答: 5

正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

政治に関する基本的な用語・制度を問う問題で、「妥当でないもの」を選びます。

肢 5 × 妥当でない (これが正答)

本肢の定義「性差に起因する差別に反対し、権利を男性と同等にして女性の発展を目指す主張や運動」は、**フェミニズム**の定義です。**ポピュリズム**は、大衆の情緒的支持を基盤に既存のエリート層と対決する政治運動を指します。定義が入れ替わっています。

肢 1 ○ 妥当

政党助成法の定める政党助成金の交付要件です。**国会議員 5 人以上**または**国政選挙で 2% 以上の得票**という要件を満たした政党に交付されます。

肢 2 ○ 妥当

メディア・リテラシーの定義として正しい記述です。情報を批判的に読み解く能力を指します。

肢 3 ○ 妥当

政治資金規正法の目的条文に沿った記述で、正しいです。

肢 4 ○ 妥当

無党派層の定義として正しいです。特定の支持政党を持たない有権者の層を指します。

引っかけパターン

パターン：カタカナ主義の定義すり替え

- フェミニズム＝女性の権利拡大運動
- ポピュリズム＝エリート対大衆の政治運動
- マッチョイズム／マチズモ＝男性優位主義

定義を入れ替える引っかけが頻出。

ルール

- ✓ ルール：フェミニズム＝性差別反対・女性の権利拡大を目指す思想。
- ✓ ルール：ポピュリズム＝大衆の情緒的支持でエリートと対決する政治運動。
- ✓ ルール：メディア・リテラシー＝メディア情報を主体的に批判的に読み解く能力。

2 p.23 | R6 問 49 | C: 書換え

訂正内容：肢1は公式『ソ連・中国・ドイツの統制経済圏を包囲する自由経済圏が成立』という明らかな誤記述（事実と異なる）が書籍で『日本の金融が自由化された』と簡略化され、選択肢の誤答性が変容。肢5は公式『戦後レジーム（ワシントン・コンセンサス）を取り戻す』『1ドル＝360円になった』という誤記述（事実と異なる）が書籍で『為替レートは1ドル＝360円の水準にまで円安が進行』と変更

【誤】書籍の現状

・1931年に金輸出再解禁が行われ、これにより日本の金融が自由化された。／・いわゆるアベノミクスのもとで行われた金融緩和政策により、為替レートは1ドル＝360円の水準にまで円安が進行した。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 49 日本円の外国為替に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 1931年に金輸出が解禁されて金本位制に基づく日米英間の金融自由化が進み、ソ連・中国・ドイツの統制経済圏を包囲する自由経済圏が成立した。2 1949年に1ドル＝360円の単一為替レートが設定されたが、ニクソンショックを受けて、1971年には1ドル＝308円に変更された。3 1973年には固定相場制が廃止され、変動相場制に移行したため、その後の為替レートは、IMF（国際通貨基金）理事会で決定されている。4 1985年のいわゆるレイキャビック合意により、合意直前の1ドル＝240円から、数年後には1ドル＝120円へと、円安ドル高が起きた。5 2014年には、「戦後レジーム（ワシントン・コンセンサス）を取り戻す」ことを目指した通称「アベノミクス」により、1ドル＝360円になった。

正答：2

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

日本円の外国為替の歴史について、「妥当なもの」を選ぶ問題です。

肢2 ○ 妥当（これが正答）

1949年のドッジ・ラインにより **1ドル = 360円**の単一為替レートが設定され、1971年8月のニクソンショック後、同年12月のスミソニアン協定により **1ドル = 308円**に変更（円切り上げ）されました。

肢1 × 誤り

1931年は金輸出**再禁止**（高橋是清蔵相）の年で、金本位制からの離脱が行われた時期です。「解禁されて金本位制に基づく金融自由化」は史実に反します。また「ソ連・中国・ドイツの統制経済圏を包囲する自由経済圏の成立」という記述も事実反します。

肢3 × 誤り

1973年の変動相場制移行後、為替レートは**市場の需給**で決定されます。**IMF理事会が決定**するものではありません。

肢4 × 誤り

1985年のドル高是正合意は「レイキャビック合意」ではなく**プラザ合意**（ニューヨークのプラザホテル）です。レイキャビック（アイスランド）は米ソ首脳会談（1986年）の地。

肢5 × 誤り

アベノミクスでは円安が進みましたが、「**戦後レジーム（ワシントン・コンセンサス）を取り戻す**」というスローガンは存在しません（アベノミクスと戦後レジームからの脱却は別概念）。また、2014年当時の為替水準は **1ドル = 100円台前半**で、1ドル = 360円にはなっていません。

引っかけパターン

パターン：プラザ合意とレイキャビック会談の混同

- プラザ合意（1985年NY、G5）→ドル高是正、円高進行
- レイキャビック会談（1986年アイスランド）→米ソ首脳会談、冷戦終結への道

ルール

- ✓ ルール：1949年ドッジライン = 1ドル 360円、1971年スミソニアン協定 = 308円。
- ✓ ルール：1973年変動相場制移行後のレートは市場需給で決定。
- ✓ ルール：1985年プラザ合意 = ドル高是正、翌年から急激な円高。

3

p.25

R6 問 51

C: 書換え

訂正内容：肢2は公式『出生時に割り当てられた性別に対し苦痛を感じている人が受けるホルモン療法や性別適合手術等の医療技術』をフェムテックと称する誤った定義（本来は性別違和と医療技術）が、書籍で『ホルモン補充療法や経口避妊薬など女性の健康に関する薬物治療の総称』に定義変更され、フェムテックと性別違和と医療技術の混同というトリックが崩壊

【誤】書籍の現状

・フェムテックとは、ホルモン補充療法や経口避妊薬など女性の健康に関する薬物治療の総称である。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 51 ジェンダーに関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数において、2006 年の開始以来、日本は常に上位 10 位以内に入っている。2 出生時に割り当てられた性別に対し苦痛を感じている人が受けるホルモン療法や性別適合手術等の医療技術のことを、フェムテックという。3 レインボーフラッグは、性の多様性を尊重するシンボルとして用いられている。4 複数の大学の医学部の入学試験で、性別を理由に男性の受験生が不当に減点されていたことが 2018 年に明らかになり、訴訟となった例もある。5 働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントを、カスタマー・ハラスメントという。

正答: 3

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

ジェンダーに関する基本用語を問う問題で、「妥当なもの」を選びます。

肢 3 ○ 妥当（これが正答）

レインボーフラッグ（6 色の虹色）は、LGBTQ+ を中心とする**性の多様性**を尊重するシンボルとして世界的に用いられています。

肢 1 × 誤り

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数（GGI）で、日本は**先進国中最下位レベル**が続き、100 位以下に低迷しています。「常に上位 10 位以内」は事実と反します。

肢 2 × 誤り

本肢の定義（性別違和を感じる人のホルモン療法や性別適合手術）は、**性別違和医療**・トランスジェンダー医療の説明です。**フェムテック**は、「女性（female）の健康問題をテクノロジーで解決する製品・サービス」の総称で、別概念です。

肢 4 × 誤り

2018 年の医学部不正入試問題では、**女性受験生・多浪生**が不当に減点されていた事案であり、「男性の受験生が不当に減点」ではありません。逆です。

肢 5 × 誤り

本肢の定義（妊娠・出産を理由とする職場でのハラスメント）は**マタニティハラスメント（マタハラ）**の定義です。**カスタマーハラスメント（カスハラ）**は顧客から従業員への嫌がらせを指します。

引っかけパターン

パターン：ハラスメント類型の区別

- マタハラ：妊娠・出産・育児に関する職場ハラスメント
- パタハラ：男性の育児参加に関するハラスメント
- カスハラ：顧客から従業員への嫌がらせ

- パワハラ・セクハラ：職場の上下関係・性的な嫌がらせ

ルール

- ✓ ルール：レインボーフラッグ＝性の多様性（LGBTQ+）の象徴。
- ✓ ルール：フェムテック＝女性の健康課題解決テクノロジー。
- ✓ ルール：マタハラ＝妊娠・出産に関する職場ハラスメント。

4

p.26

R6 問 52

C: 書換え

訂正内容: 肢2は公式『自ら作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求』という限定付きの不能範囲を書籍で『行政不服審査法に基づく審査請求の手続』と包括的な不能に変更。特定行政書士の業務範囲に関する細かい論点を問う設問の射程が変わる

【誤】書籍の現状

- 行政書士は、行政不服審査法に基づく審査請求の手続について代理することはできない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 52 行政書士法に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示しなければならない。2 行政書士は、自ら作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求について、その手続を代理することはできない。3 国または地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して2年以上になる者は、行政書士となる資格を有する。4 破産手続開始の決定を受けた場合、復権をした後においても行政書士となる資格を有しない。5 地方公務員が懲戒免職の処分を受けた場合、無期限に行政書士となる資格を有しない。

正答: 1

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

行政書士法に関する基本事項を問う問題で、「妥当なもの」を選びます。

肢1 ○ 妥当（これが正答）

行政書士法10条の2第1項の内容です。行政書士は、その事務所の見やすい場所に、報酬額を掲示しなければなりません。透明性確保のための義務です。

肢2 × 誤り

特定行政書士（付記研修修了者）は、自ら作成した官公署提出書類に係る許認可等に関する審査請求については代理できます（行政書士法1条の3第1項2号）。全ての審査請求手続ができないわけではあ

りません。

肢3 × 誤り

行政書士法2条6号により、国または地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が**通算17年以上**（中卒の場合は20年以上）になる者が資格を有します。「2年以上」は誤り。

肢4 × 誤り

行政書士法2条の2第2号により、破産者は**復権を得ない者**が欠格事由です。**復権後は資格を有します**。「復権後も資格を有しない」は誤り。

肢5 × 誤り

行政書士法2条の2第5号により、懲戒免職処分を受けた者は、処分の日から**3年間**は資格を有しません。**無期限ではありません**。

引っかけパターン

パターン：欠格事由の期間制限の有無

- 破産：復権まで（無期限ではない）
- 懲戒免職：3年間（無期限ではない）
- 禁錮以上の刑：執行終了・免除から3年間

「無期限」「永久に」と言い切る肢は疑う。

ルール

- ✓ ルール：行政書士は事務所の見やすい場所に報酬額を掲示（10条の2第1項）。
- ✓ ルール：特定行政書士は自ら作成した書類の審査請求を代理できる。
- ✓ ルール：公務員経験での行政書士資格取得は通算17年以上必要。
- ✓ ルール：破産は復権で資格回復。懲戒免職は3年経過で資格回復。

5 p.28 | R6 問54 | C: 書換え

訂正内容：書籍は公式のデジタル環境情報流通の設問とは完全に異なる、個人情報保護法の別問題を収録している。問題文・全選択肢を公式の問題（生成 AI のアノテーション/アテンションエコノミー/コンテンツモデレーション/ファクトチェック/フィルターバブル）に全面差し替え要

【誤】書籍の現状

個人情報の保護に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。（個人情報保護法において、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものは個人情報に該当する。他4肢も個人情報保護法の問題）

【正】公式原文による正しい問題文

問題 54 デジタル環境での情報流通に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。1 生成 AI が、利用者からの質問を受けて、誤った情報をあたかも真実であるかのように回答する現象を、アノテーションという。2 情報が大量に流通する環境の中で、人々が費やせるアテンションや消費時間が希少になり、それらが経済的価値を持つようになることを、アテンションエコノミーという。3 SNSなどを運営する事業者が、違法コンテンツや利用規約違反コンテンツを削除することなどを、コンテンツモデレーションという。4 SNSなどで流通する情報について、第三者がその真偽を検証して結果を公表するなどの活動を、ファクトチェックという。5 SNSなどのアルゴリズムにより、自分の興味のある情報だけに囲まれてしまう状況を、フィルターバブルという。

正答: 1

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

デジタル環境での情報流通に関する基本用語（カタカナ）の定義が正しいかを問う問題で、「妥当でないもの」を選びます。

肢 1 × 妥当でない（これが正答）

本肢の定義（生成 AI が誤った情報をあたかも真実のように回答する現象）は、**ハルシネーション**（hallucination、幻覚）の定義です。**アノテーション**は、機械学習用に画像・テキスト等のデータにラベルや注釈を付与する作業を指し、全く別概念です。

肢 2 ○ 妥当

アテンションエコノミー（attention economy）の定義として正しい記述です。ノーベル賞経済学者ハーバート・サイモンの概念で、情報過多時代のアテンション（注目）の希少性を説明する理論です。

肢 3 ○ 妥当

コンテンツモデレーション（content moderation）の定義として正しいです。SNS 事業者等が違法・規約違反コンテンツを削除・非表示等する作業です。

肢 4 ○ 妥当

ファクトチェック（fact checking）の定義として正しいです。第三者機関が情報の真偽を検証して公表する活動です。

肢 5 ○ 妥当

フィルターバブル（filter bubble）の定義として正しいです。アルゴリズムが個人の嗜好に合わせて情報選択するため、偏った情報だけに囲まれる現象です。

引っかけパターン

パターン：AI・情報用語の定義すり替え

- ハルシネーション：生成 AI が虚偽を真実らしく出力する現象
- アノテーション：学習データへのラベル付与作業
- フィルターバブル：アルゴリズムにより偏った情報に囲まれる現象
- エコーチェンバー：同じ意見ばかり聞こえる閉鎖的環境

ルール

- ✓ ルール：ハルシネーション＝生成 AI の虚偽情報出力。アノテーション＝学習データ注釈付け。
- ✓ ルール：アテンションエコノミー＝注目の希少性が経済価値を持つ概念。
- ✓ ルール：フィルターバブル＝アルゴリズムによる情報の偏り。

6 p.29 | R6 問 55 | A: 問題文欠落

訂正内容：書籍は『文章省略—出典の著作権に配慮』として問題本文・選択肢を全省略しているが、本問は長文理解問題ではなく 5 肢択一の通常問題であり、著作権問題はない。公式通り全面収録要

【誤】書籍の現状

次の文章の要旨として、妥当なものはどれか。（文章省略—出典の著作権に配慮）記述 1～5

【正】公式原文による正しい問題文

問題 55 欧米の情報通信法制に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。1 EU のデジタルサービス法（DSA）は、SNS などのプラットフォーム事業者に対して、事業者の規模などに応じた利用者保護などのための義務を課している。2 EU のデジタル市場法（DMA）は、SNS などのプラットフォーム事業者に対して、著作権侵害コンテンツへの対策を義務付けている。3 EU の一般データ保護規則（GDPR）では、個人データによるプロファイリングに異議を唱える権利や、データポータビリティの権利が個人に付与されている。4 米国では、児童オンラインプライバシー保護など分野ごとに様々な個人情報保護関連の連邦法が存在する。5 米国では、包括的な個人情報保護を定めた州法が存在する州がある。

正答：2

7 p.30 | R6 問 56 | A: 問題文欠落

訂正内容：書籍は『文章省略』として問題本文・選択肢を全省略しているが、本問は 5 肢択一の通常問題。公式通り全面収録要

【誤】書籍の現状

次の文章の内容に合致するものとして、妥当なものはどれか。（文章省略—出典の著作権に配慮）記述 1～5

【正】公式原文による正しい問題文

問題 56 デジタル庁に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。1 デジタル庁は、総務省に置かれている。2 デジタル庁に対して、個人情報保護委員会は行政指導を行うことができない。3 デジタル庁には、サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部が置かれている。4 デジタル庁は、官民データ活用推進基本計画の作成及び推進に関する事務を行っている。5 デジタル庁の所掌事務には、マイナンバーとマイナンバーカードに関する事務は含まれていない。

正答: 4

8

p.30

R6 問 57

A: 問題文欠落

訂正内容: 書籍は『文章省略』として問題本文・選択肢を全省略しているが、本問は5肢択一の通常問題（個人情報保護法）。公式通り全面収録要

【誤】書籍の現状

次の文章の空欄に当てはまるものとして、妥当なものはどれか。（文章省略—出典の著作権に配慮）記述 1～5

【正】公式原文による正しい問題文

問題 57 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。1 個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合には、個人情報保護委員会への報告を行わなければならない。2 個人情報取扱事業者は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。3 個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供をした場合には、原則として、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項を記録しなければならない。4 学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱事業者の義務に関する規定は適用されない。5 国の行政機関や地方公共団体の機関にも、個人情報保護法の規定は適用される。

正答: 4

9

p.70

R2 問 49

B: 要約化

訂正内容: プラザ合意後の本文（3段落分）がほぼ削除され、括弧書きの短い要約のみとなっていた。因果関係が不正確に要約されていた（「政府は低金利政策をとった」等）。公式原文の3段落を完全復元。選択肢表は一致。

【誤】書籍の現状

(※文章は1985年のプラザ合意後の日本経済について。急激な [I] が進み、[II] が落ち込んだため、政府は [III] をとった。その結果バブルが発生し、バブル崩壊時には [IV] や [V] の導入が行われた。)

【正】公式原文による正しい問題文

問題 49 日本のバブル経済とその崩壊に関する次の文章の空欄 I～V に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

1985年のプラザ合意の後に I が急速に進むと、II に依存した日本経済は大きな打撃を受けた。I の影響を回避するために、多くの工場が海外に移され、産業の空洞化に対する懸念が生じた。

G7 諸国の合意によって、為替相場が安定を取り戻した 1987 年半ばから景気は好転し、日本経済は 1990 年代初頭まで、平成景気と呼ばれる好景気を持続させた。III の下で調達された資金は、新製品開発や合理化のための投資に充てられる一方で、株式や土地の購入にも向けられ、株価や地価が経済の実態をはるかに超えて上昇した。こうした資産効果を通じて消費熱があおられ、高級品が飛ぶように売れるとともに、さらなる投資を誘発することとなった。

その後、日本銀行が IV に転じ、また V が導入された。そして、株価や地価は低落し始め、バブル経済は崩壊、平成不況に突入することとなった。

I II III IV V 1 円安 外需 低金利政策 金融引締め 売上税 2 円安 輸入 財政政策 金融緩和 売上税 3 円高 輸出 低金利政策 金融引締め 地価税 4 円高 外需 財政政策 金融緩和 売上税 5 円高 輸入 高金利政策 金融引締め 地価税

正答: 3

10

p.71

R2 問 50

C: 書換え

訂正内容: 選択肢ア～ウが公式と完全に異なる内容に差し替えられていた(公式ア: 東京オリンピック財源→書籍: 建設国債の発行禁止、公式イ: 第二次臨時行政調査会→書籍: 赤字国債の毎年度発行、公式ウ: バブル期の国債発行→書籍: 公債金割合 10% 以下)。エ・オは一致。ア～ウを公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

ア. 財政法の規定上、建設国債の発行は一切認められていない。イ. 赤字国債の発行は財政法の規定により毎年度認められている。ウ. 国の一般会計の歳入に占める公債金の割合は、近年では 10% 以下の水準で推移している。エ. 東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を調達する目的で、2011 年度から復興債が発行された。オ. 増大する社会保障給付費等を賄う必要があることから、2014 年度の消費税率引上げ後も、毎年度の新規国債発行額は 30 兆円を超えている。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 50 日本の国債制度とその運用に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもの組合せはどれか。
ア 東京オリンピックの1964年の開催に向けたインフラ整備にかかる財源調達を目的として、1950年代末から建設国債の発行が始まった。

イ いわゆる第二次臨時行政調査会の増税なき財政再建の方針のもと、落ち込んだ税収を補填する目的で、1980年代に、初めて特例国債が発行された。

ウ 1990年代初頭のバブル期には、税収が大幅に増大したことから、国債発行が行われなかった年がある。

エ 東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を調達する目的で、2011年度から、復興債が発行された。

オ 増大する社会保障給付費等を賄う必要があることから、2014年度の消費税率の引上げ後も、毎年度の新規国債発行額は30兆円を超えている。

1 ア・イ 2 ア・ウ 3 イ・エ 4 ウ・オ 5 エ・オ

正答: 5

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

「日本の**国債**（国の借金）のこれまでの歴史と今の運用を問う問題。中学生向けに言えば、『道路や橋を作るための借金（**建設国債**）はOK、生活費のための借金（**特例国債＝赤字国債**）は原則ダメだけど毎年特別法で発行している』という基本構造と、復興債・最近の発行額などを押さえる。妥当な記述2つを選ぶ。」

ア × 妥当でない

建設国債の発行開始は1966年度（昭和41年度）で、1950年代末ではない。また、発行の直接的な目的は戦後初の不況対策（いわゆる**昭和40年不況**）であって、東京オリンピック（1964年）のインフラ財源ではない。オリンピック関連のインフラ整備は一般会計予算や別途の財源で賄われていた。『**1950年代末から建設国債の発行が始まった**』という部分がウソ。年代のすり替えに注意。

イ × 妥当でない

特例国債（赤字国債）の最初の発行は1965年度（昭和40年度）。第二次臨時行政調査会（**第二臨調**、1981年発足）の『**増税なき財政再建**』方針よりずっと前の話。1980年代の第二臨調時代はむしろ特例国債からの**脱却**を目指していた時期（1990年度に一旦ゼロに）。『**1980年代に初めて特例国債が発行された**』という部分が年代をごまかしたウソ。

ウ × 妥当でない

1990年代初頭のバブル期に**特例国債の発行がゼロの年度**はあった（1990年度＝平成2年度～1993年度）が、**建設国債は毎年度発行されていた**。したがって『**国債発行が行われなかった年**』は存在しない。特例国債の発行停止と、国債全体の発行停止を混同させるトラップ。

エ ○ 妥当（正しい・正解の一つ）

復興債は『東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法』に基づき、**2011年度**から発行されている。東日本大震災（2011年3月11日発生）の復旧・復興に必要な巨額の財源を賄うために、通常の国債とは別枠で発行される国債。

オ ○ 妥当（正しい・正解の一つ）

2014年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた後も、社会保障給付費の増大などにより**毎年度の新規国債発行額は30兆円超**の水準で推移している。消費税増税で税収が伸びても、歳出増加が上回っており、国債への依存は続いている。

したがって妥当なものは**エとオ**であり、正答は**5**。

引っかけパターン

パターン1：建設国債・特例国債の発行開始年のすり替え

建設国債は**1966年度**、特例国債は**1965年度**が最初の発行。『1950年代末』『1980年代に初めて』という年代はウソ。歴史年代を細かく問うのが一般知識の定番。**昭和40年不況→特例国債発行（1965）→翌年度から建設国債恒常化（1966）**の流れを押さえる。

パターン2：第二臨調の『増税なき財政再建』の文脈誤用

第二次臨時行政調査会（**1981年**土光敏夫会長）は**特例国債依存からの脱却**を目指した時期。『第二臨調の方針のもと初めて特例国債を発行した』は時代が逆。第二臨調は特例国債を**減らそう**とした側。

パターン3：特例国債ゼロと国債発行ゼロの混同

バブル期（1990年度～1993年度）に**特例国債の発行はゼロ**になった年度があるが、**建設国債は毎年発行**されていた。『国債発行が行われなかった年がある』はウソ。**国債全体がゼロ＝不可能**、特例国債だけゼロの年度があった、という区別が重要。

パターン4：消費税増税後も国債発行は高水準

2014年の消費税率引上げで税収増でも、**社会保障費**がそれ以上に膨らみ、新規国債発行額は30兆円超を維持。『消費税引上げで国債発行が減少』はウソに注意。

ルール

- ✓ **ルール：建設国債の発行開始＝1966年度（昭和41年度）**。財政法4条ただし書に基づく。『1950年代末』は誤り。
- ✓ **ルール：特例国債（赤字国債）の最初の発行＝1965年度（昭和40年度）**。『1980年代に初めて』は誤り。
- ✓ **ルール：第二次臨時行政調査会（第二臨調・1981年～）＝増税なき財政再建で特例国債からの脱却を目指した**。特例国債を始めた機関ではない。
- ✓ **ルール：バブル期（1990年度～93年度）は特例国債発行ゼロの年度があったが、建設国債は毎年発行**。国債全体がゼロの年はない。
- ✓ **ルール：復興債＝2011年度から発行**。東日本大震災の復興財源確保のための特別措置法に基づく。
- ✓ **ルール：2014年度消費税率引上げ後も新規国債発行額は30兆円超**。社会保障費の増大による。

訂正内容: ア～オの記述がいずれも大幅に短縮されていた。特にア「児童手当とは、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、家庭等における生活の安定に寄与するために、…子ども本人に毎月一定額の給付を行う」、ウ「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が学用品費や学校給食費などの必要な援助を与える制度」など、定義的要素が欠落。全選択肢を公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

ア. 児童手当は12歳までの児童を対象としている。イ. 児童扶養手当は、母子世帯・父子世帯を問わず支給される。ウ. 就学援助は生活保護世帯以外にも対象が広がり、基準は市町村により異なる。エ. 子ども医療費助成により、全国一律で子どもの医療費は無償である。オ. 幼児教育・保育の無償化は0歳～5歳の全ての子どもが対象である。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 51 日本の子ども・子育て政策に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。
 ア 児童手当とは、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、家庭等における生活の安定に寄与するために、12歳までの子ども本人に毎月一定額の給付を行う制度である。
 イ 児童扶養手当とは、母子世帯・父子世帯を問わず、ひとり親家庭などにおける生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として給付を行う制度である。
 ウ 就学援助とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が学用品費や学校給食費などの必要な援助を与える制度であり、生活保護世帯以外も対象となるが、支援の基準や対象は市町村により異なっている。
 エ 小学生以下の子どもが病気やけがにより医療機関を受診した場合、医療費の自己負担分は国費によって賄われることとされ、保護者の所得水準に関係なく、すべての子どもが無償で医療を受けることができる。
 オ 幼稚園、保育所、認定こども園の利用料を国費で賄う制度が創設され、0歳から小学校就学前の子どもは、保護者の所得水準に関係なくサービスが無償で利用できることとされた。
 1 ア・エ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・オ

正答: 3

訂正内容: 全4記述ア～エが短縮されていた。特にイでは「服や車など個人の資産を相互利用する消費形態」という原文が「個人等の資産をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して共有する経済活動」と別の表現に書き換えられていた。ウの「戸建住宅やマンションの部屋」「ホテルや旅館よりも安く泊まることや、現地の生活体験をすることを目的に利用する人々もいる」、エの「自然環境を破壊しないことに配慮した」等の

原文要素が欠落。全選択肢を公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

ア. 定額制の動画配信サービスはギグエコノミーの代表例である。イ. シェアリングエコノミーとは、個人等の資産をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して共有する経済活動である。ウ. 民泊とは、住宅の全部または一部を活用して旅行者に宿泊サービスを提供することである。エ. 詰め替え用商品を購入する消費行動はサブスクリプションの代表例である。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 52 新しい消費の形態に関する次のア～エの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア 定額の代金を支払うことで、一定の期間内に映画やドラマなどを制限なく視聴できるサービスは、ギグエコノミーの一つの形態である。

イ シェアリングエコノミーと呼ばれる、服や車など個人の資産を相互利用する消費形態が広がりつつある。

ウ 戸建住宅やマンションの部屋を旅行者等に提供する宿泊サービスを民泊と呼び、ホテルや旅館よりも安く泊まることや、現地の生活体験をすることを目的に利用する人々もいる。

エ 詰替え用のシャンプーや洗剤などの購入は、自然環境を破壊しないことに配慮したサブスクリプションの一つである。

1 ア・イ 2 ア・エ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 ウ・エ

正答: 3

13

p.73

R2 問 53

B: 要約化

訂正内容: 選択肢ウ・オで重要な記述が短縮されていた。ウ「ドーナツ化や高齢化が進む」、オ「複数の市町村を束ねた圏域において、中心都市の自治体が主体となって」などの限定条件が欠落。イでは「アート（芸術）のイベントの開催など」、エでは「シャッター街の増加など」といった具体例も欠落。全選択肢を公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

ウ. 地域おこし協力隊は、大都市の都心部に地方の若者を呼び込み、衰退している町内会の活性化や都市・地方の交流を図ることを目的としている。オ. エリアマネジメントは、民間の力を借りずに地域活性化を図ることを目的としている。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 53 現在の日本における地域再生、地域活性化などの政策や事業に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

ア まち・ひと・しごと創生基本方針は、地方への新しい人の流れをつくるとともに、地方に仕事をつくり、人々が安心して働けるようにすることなどを目的としている。

イ 高齢化、過疎化が進む中山間地域や離島の一部では、アート（芸術）のイベントの開催など、アートを活用した地域再生の取組みが行われている。

ウ 地域おこし協力隊は、ドーナツ化や高齢化が進む大都市の都心部に地方の若者を呼び込み、衰退している町内会の活性化や都市・地方の交流を図ることを目的としている。

エ シャッター街の増加など中心市街地の商店街の衰退が進むなかで、商店街の一部では空き店舗を活用して新たな起業の拠点とする取組みが行われている。

オ エリアマネジメントは、複数の市町村を束ねた圏域において、中心都市の自治体が主体となって、民間の力を借りずに地域活性化を図ることを目的としている。

1 ア・イ 2 ア・エ 3 イ・ウ 4 ウ・オ 5 エ・オ

正答：4

14

p.75

R2 問 55

B: 要約化

訂正内容: ア～オの説明文が短縮されていた。特にア「インターネット通信を利用する場合に利用者のデータのバックアップをおこなう機能」、エ「Web 上でホストサーバーとクライアント間で情報を送受信することを可能にする通信プロトコル」、オ「インターネット上の情報発信ユーザーの位置を特定する符号」など、正誤判定に影響する細部の文言が省略されていた。全選択肢を公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

ア. BCC とは、Backup Code for Client の略で、バックアップ機能のことである。イ. SMTP とは、Simple Mail Transfer Protocol の略で、電子メール送信のプロトコルである。ウ. SSL とは、Social Service Line の略で、SNS 安全利用のための専用線のことである。エ. HTTP とは、Hypertext Transfer Protocol の略で、Web 上の情報を送受信するプロトコルである。オ. URL とは、User Referencing Location の略で、ユーザーの位置を特定する符号である。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 55 インターネット通信で用いられる略称に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア BCC とは、Backup Code for Client の略称。インターネット通信を利用する場合に利用者のデータのバックアップをおこなう機能。

イ SMTP とは、Simple Mail Transfer Protocol の略称。電子メールを送信するための通信プロトコル。

ウ SSL とは、Social Service Line の略称。インターネット上で SNS を安全に利用するための専用線。

エ HTTP とは、Hypertext Transfer Protocol の略称。Web 上でホストサーバーとクライアント間で情報を送受信することを可能にする通信プロトコル。

オ URL とは、User Referencing Location の略称。インターネット上の情報発信ユーザーの位置を特定する符号。

1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・エ 4 ウ・エ 5 ウ・オ

正答: 3

15 p.77 | R2 問 57 | B: 要約化

訂正内容: 全 5 選択肢が要約されており、特に選択肢 1 の「個人データの取扱いの安全管理を図る措置をとった上で」、選択肢 2・3・4・5 の「個人情報によって識別される特定の個人である本人」という正確な表現、選択肢 4 の「当該地方公共団体に提供することができる」などの条件文言が省略されていた。全選択肢を公式原文に復元。

【誤】書籍の現状

・個人データの取扱いについて、その一部を委託することは可能であるが、全部を委託することは禁止されている。・公衆衛生の向上のため特に必要がある場合には、本人の同意を得ることが困難でない場合でも、個人データを取得でき、第三者提供にあたって改めて同意を得る必要はない。...

【正】公式原文による正しい問題文

問題 57 個人情報の保護に関する法律に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの安全管理を図る措置をとった上で、個人データの取扱いについて、その一部を委託することは可能であるが、全部を委託することは禁止されている。
- 2 個人情報取扱事業者は、公衆衛生の向上のため特に必要がある場合には、個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得ることが困難でない場合でも、個人データを当該本人から取得することができるが、当該情報の第三者提供にあたって、あらかじめ、当該本人の同意を得る必要はない。
- 3 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データの提供を受ける者が生じる場合には、個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得なければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合でも、個人情報によって識別される特定の個人である本人の同意を得た場合に限り、個人データを当該地方公共団体に提供することができる。
- 5 個人情報取扱事業者は、個人情報の取得にあたって通知し、又は公表した利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、個人情報によって識別される特定の個人である本人に通知し、又は公表しなければならない。

正答: 5

訂正内容: 全 5 肢の要約を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

日清戦争（1894 年）の講和条約はポーツマス条約である。／第一次世界大戦時、大隈内閣はハルビンを占領し、中国に対して二十一カ条の要求を突きつけた。／1928 年、関東軍は、満州の実力者であった張作霖を殺害する事件を起こし、この事件は「満州某重大事件」と呼ばれた。／1937 年の盧溝橋事件の際、東条英機内閣は不拡大方針を声明した。／1972 年、佐藤栄作首相が中華人民共和国を訪問し、国交正常化が実現した。

【正】公式原文による正しい問題文

次の各年に起こった日中関係に関する記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 1894 年に勃発した日清戦争は、翌年のポーツマス条約で講和が成立した。それによれば、清は台湾の独立を認める、清は遼東半島・澎湖諸島などを日本に割譲する、清は日本に賠償金 2 億両（テール）を支払う、などが決定された。
2. 1914 年の第一次世界大戦の勃発を、大隈重信内閣は、日本が南満州の権益を保持し、中国に勢力を拡大する好機とみて、ロシアの根拠地であるハルビンなどを占領した。1915 年には、中国の袁世凱政府に「二十一カ条要求」を突き付けた。
3. 1928 年に関東軍の一部は、満州軍閥の張作霖を殺害して、満州を占領しようとした。この事件の真相は国民に知らされず、「満州某重大事件」と呼ばれた。田中義一内閣や陸軍は、この事件を日本軍人が関与していないこととして、処理しようとした。
4. 1937 年の盧溝橋事件に対して、東条英機内閣は不拡大方針の声明を出した。しかし、現地軍が軍事行動を拡大すると、それを追認して戦線を拡大し、ついに、宣戦布告をして日中戦争が全面化していった。
5. 1972 年に佐藤栄作首相は中華人民共和国を訪れ、日中共同宣言を発表して、日中の国交を正常化した。台湾の国民政府に対する外交関係をとめた。さらに、1978 年に田中角栄内閣は、日中平和友好条約を締結した。

正答: 3

訂正内容: 本文の要約部分を公式原文に復元（39 人誕生、IPU 資料、イギリス・ドイツ等、法律の基本原則）

【誤】書籍の現状

日本で女性の国政参加が認められたのは [ア] である。2017 年末の衆議院における女性議員比率は [イ] 程度にとどまる。女性の行政府の長が誕生した国として [ウ] がある。2018 年に成立した法律は、[エ] の推進に向けて候補者をできる限り男女均等にすることを目指し、衆議院、参議院、[オ] の議会を対象としている。

【正】公式原文による正しい問題文

女性の政治参加に関する次の文章の空欄 [ア] ～ [オ] に当てはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

日本において女性の国政参加が認められたのは、[ア] である。その最初の衆議院議員総選挙の結果、39 人の女性議員が誕生した。それから時を経て、2017 年末段階での衆議院議員の女性比率は [イ] である。列国議会同盟 (IPU) の資料によれば、2017 年末の時点では、世界 193 か国のうち、下院または一院制の議会における女性議員の比率の多い順では、日本はかなり下の方に位置している。

また、国政の行政府の長 (首相など) について見ると、これまで、イギリス、ドイツ、[ウ]、インドなどで女性の行政府の長が誕生している。しかし、日本では、女性の知事・市区町村長は誕生してきたが、女性の首相は誕生していない。

2018 年には、「政治分野における [エ] の推進に関する法律」が公布・施行され、衆議院議員、参議院議員及び [オ] の議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むように努めることなどが、定められた。

1. 第二次世界大戦後 約 3 割 アメリカ 男女機会均等 都道府県
2. 第二次世界大戦後 約 1 割 タイ 男女共同参画 地方公共団体
3. 大正デモクラシー期 約 3 割 ロシア 男女共同参画 都道府県
4. 第二次世界大戦後 約 1% 中国 女性活躍 地方公共団体
5. 大正デモクラシー期 約 1 割 北朝鮮 男女機会均等 都道府県

正答: 2

18

p.80

R1 問 49

B: 要約化

訂正内容: 全 5 肢と注記*1・*2 を公式原文に復元。肢 3 の内容自体は正しく保持されているが、臨調 (第 2 次臨時行政調査会)、3 公社詳細、中央省庁等改革基本法の詳細、行政改革推進法の趣旨等を復元

【誤】書籍の現状

1969 年に成立した総定員法では、内閣の機関ならびに総理府および各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の定員総数の上限が定められた。／1981 年発足の土光臨調を受けて、1980 年代には「増税なき財政再建」の下、許認可・補助金・特殊法人等の整理合理化や、3 公社の民営化が進められた。／1990 年発足の第 3 次行革審の答申を受けて、処分、行政指導、行政上の

強制執行、行政立法および計画策定を対象とした行政手続法が制定された。／1998年成立の中央省庁等改革基本法では、内閣機能強化、行政機関再編成、独立行政法人制度創設などが規定された。／2006年成立の行政改革推進法では、政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、政府の資産・債務改革などが規定された。

【正】公式原文による正しい問題文

次の各時期になされた国の行政改革の取組に関する記述のうち、妥当でないものはどれか。

1. 1969年に成立したいわゆる総定員法*1では、内閣の機関ならびに総理府および各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の定員総数の上限が定められた。
2. 1981年に発足したいわゆる土光臨調（第2次臨時行政調査会）を受けて、1980年代には増税なき財政再建のスローガンの下、許認可・補助金・特殊法人等の整理合理化や、3公社（国鉄・電電公社・専売公社）の民営化が進められた。
3. 1990年に発足したいわゆる第3次行革審（第3次臨時行政改革推進審議会）の答申を受けて、処分、行政指導、行政上の強制執行、行政立法および計画策定を対象とした行政手続法が制定された。
4. 1998年に成立した中央省庁等改革基本法では、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、独立行政法人制度の創設を含む国の行政組織等の減量・効率化などが規定された。
5. 2006年に成立したいわゆる行政改革推進法*2では、民間活動の領域を拡大し簡素で効率的な政府を実現するため、政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、政府の資産・債務改革などが規定された。

（注）*1 行政機関の職員の定員に関する法律／*2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

正答：3

19

p.81

R1 問 50

C: 書換え

訂正内容：ア（日本型雇用慣行）、ウ（兼業・副業規定）、エ（高度プロフェッショナル制度）の全面書換えを公式原文に復元。注記*（働き方改革関連法）を追加

【誤】書籍の現状

ア. 完全失業率は近年上昇を続けている。／ウ. 日本の最低賃金は全国一律に設定されている。／エ. 同一労働同一賃金により、正規・非正規の賃金格差はすでに解消された。

【正】公式原文による正しい問題文

日本の雇用・労働に関する次のア～オの記述のうち、妥当なもの組み合わせはどれか。

ア. 日本型雇用慣行として、終身雇用、年功序列、職能別労働組合が挙げられていたが、働き方の多様化が進み、これらの慣行は変化している。

イ. 近年、非正規雇用労働者数は増加する傾向にあり、最近では、役員を除く雇用者全体のおおよそ4割程度を占めるようになった。

ウ. 兼業・副業について、許可なく他の企業の業務に従事しないよう法律で規定されていたが、近年、人口減少と人手不足の中で、この規定が廃止された。

エ. いわゆる働き方改革関連法*により、医師のほか、金融商品開発者やアナリスト、コンサルタント、研究者に対して高度プロフェッショナル制度が導入され、残業や休日・深夜の割増賃金などに関する規制対象から外されることとなった。

オ. いわゆる働き方改革関連法*により、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して年5日の年次有給休暇を取得させることが、使用者に義務付けられた。

(注) * 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

1. ア・ウ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. イ・オ 5. エ・オ

正答: 4

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

日本の雇用慣行と働き方改革関連法（2019年施行）に関する問題。日本型雇用の「三種の神器」の正確な内容、非正規雇用の割合、兼業・副業の法規制、高度プロフェッショナル制度の対象、年次有給休暇の取得義務化という5つの論点を問う。正答は**イ・オ**で選択肢4。

肢ア 妥当でない。日本型雇用慣行の「三種の神器」は、終身雇用・年功序列・**企業別労働組合**である。本肢は「**職能別労働組合**」としている点が誤り。職能別労働組合はむしろ欧米型の労働組合の特徴であり、日本の特徴とは逆である。

肢イ 妥当。非正規雇用労働者数は増加傾向にあり、役員を除く雇用者全体の**約4割**（2018年時点で約38%）を占める。パート・アルバイト・派遣・契約社員などを含む。

肢ウ 妥当でない。「兼業・副業を許可なく行うことを法律で禁じていたが廃止された」という事実は**存在しない**。そもそも法律で一律に兼業・副業を禁じる規定はなく、就業規則で定める企業慣行の問題であった。厚生労働省が2018年にモデル就業規則を改定し兼業・副業を原則容認する方向に転換したが、これは**法律の廃止**ではない。

肢エ 妥当でない。高度プロフェッショナル制度の対象業務は、金融商品開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発の**5業務に限定**されており、**医師は対象外**である。医師は別途、時間外労働の上限規制の特例（2024年施行）で対応される。

肢オ 妥当。働き方改革関連法により労働基準法が改正され、2019年4月から、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対し、使用者は**年5日**の有給を**時季を指定して取得させる**義務を負う（**【条文】労働基準法39条7項**）。違反には30万円以下の罰金。

妥当なのはイとオで、正答は**4（イ・オ）**。

引っかけパターン

ひっかけパターン：用語のすり替えと存在しない法律の捏造

トラップ1 (肢ア)：「終身雇用・年功序列」まで正しい用語を並べて安心させ、最後の「**職能別**」で油断を誘う。正しくは「**企業別労働組合**」。日本は企業ごと、欧米は職種ごと（職能別・産業別）——この対比は一般知識で頻出。

トラップ2 (肢ウ)：「兼業・副業規定が廃止された」と事実っぽく語るが、**そんな法律は最初から存在しない**。「働き方改革」「兼業容認」のニュースを知っていると「あったかも」と思わせるが、実際は就業規則レベルの話。「法律で規定」「廃止された」という断定表現に注意。

トラップ3 (肢エ)：高度プロフェッショナル制度の対象業務に**医師**を紛れ込ませる。対象は金融・コンサル・研究系の5業務のみで、医師は別枠。「医師＝高度専門職」のイメージで誤認させる典型。

ルール

- ✓ **ルール**：日本型雇用慣行の三種の神器は「終身雇用・年功序列・企業別労働組合」。「職能別」は欧米型の特徴で、日本とは逆。
- ✓ **ルール**：非正規雇用の割合は役員を除く雇用者の約4割。パート・アルバイト・派遣・契約社員を合計した数値を押さえる。
- ✓ **ルール**：高度プロフェッショナル制度の対象は5業務限定。金融商品開発、ディーリング、アナリスト、コンサルタント、研究開発のみで、医師は対象外。
- ✓ **ルール**：年次有給休暇は年5日取得義務化（2019年4月～）。年10日以上付与される労働者が対象、使用者が時季指定する（労基法39条7項）。
- ✓ **ルール**：「**廃止された法律**」が問題文に出たら**実在確認**。そもそも存在しない法律を「廃止された」と語る誘導に注意。

20

p.83

R1 問53

C: 書換え

訂正内容：オ（バーゼル条約）の全面書換えを公式原文に復元。他の全肢の要約も公式原文に戻し、注記*廃棄物処理法を追加

【誤】書籍の現状

ア. 廃棄物処理法は一般廃棄物と産業廃棄物を区別している。／イ. 一般廃棄物の処理は市町村の責務とされている。／ウ. 産業廃棄物の処理は都道府県が行うこととされている。／エ. 最終処分場の残余容量と残余年数はともに急減している。／オ. 廃棄物の排出量を抑制するため、各種リサイクル法が制定されている。

【正】公式原文による正しい問題文

日本の廃棄物処理に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。
ア. 廃棄物処理法*では、廃棄物を、産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物とに大きく区分している。

イ. 家庭から排出される一般廃棄物の処理は市区町村の責務とされており、排出量を抑制するなどの方策の一つとして、ごみ処理の有料化を実施している市区町村がある。

ウ. 産業廃棄物の処理は、排出した事業者ではなく、都道府県が行うこととされており、排出量を抑制するために、産業廃棄物税を課す都道府県がある。

エ. 産業廃棄物の排出量増大に加えて、再生利用や減量化が進まないことから、最終処分場の残余容量と残余年数はともに、ここ数年で急減している。

オ. 一定の有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制について、国際的な枠組みおよび手続等を規定したバーゼル条約があり、日本はこれに加入している。

(注) * 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1. ア・イ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. ウ・エ 5. エ・オ

正答: 4

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）による廃棄物処理の基本ルールを問う問題。廃棄物の区分、一般廃棄物と産業廃棄物の処理責任、最終処分場の実情、バーゼル条約への加入という論点を扱う。正答はウ・エで選択肢 4。

肢ア 妥当。 廃棄物処理法では、廃棄物を**産業廃棄物**（事業活動に伴って生じる特定の廃棄物 20 種類）と、それ以外の**一般廃棄物**（家庭ごみ等）に大きく区分している（【条文】廃棄物処理法 2 条）。

肢イ 妥当。 家庭から排出される一般廃棄物の処理は**市区町村の責務**とされる（【条文】廃棄物処理法 6 条の 2 第 1 項）。排出抑制策の一つとして、ごみ処理の**有料化**（指定ごみ袋制など）を実施している市区町村も多数存在する。

肢ウ 妥当でない。 産業廃棄物の処理は、**排出した事業者自ら**が行う責務である（【条文】廃棄物処理法 11 条 1 項、事業者責任の原則）。都道府県が処理するのではない。都道府県の役割は許可・監督であって、処理主体ではない。なお産業廃棄物税（法定外目的税）を課している都道府県がある点は事実である。

肢エ 妥当でない。 最終処分場の残余容量と残余年数は、ここ数年は**横ばい**ないし**微増傾向**で推移しており、「急減」しているという事実はない。リサイクルの進展や排出量そのものの減少により、かつての逼迫状況は緩和されている（ただし新規処分場確保の困難という中長期課題は残る）。

肢オ 妥当。 **バーゼル条約**（1989 年採択、1992 年発効）は、有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分を規制する国際条約であり、日本は **1993 年に加入**している。先進国から発展途上国への有害廃棄物の不適正な輸出を防止することを目的とする。

妥当でないのはウとエで、正答は 4（ウ・エ）。

引っかけパターン

ひっかけパターン：処理主体のすり替えと「急減」の印象操作

トラップ 1（肢ウ）：「産業廃棄物の処理は都道府県が行う」と書いて、行政機関が処理しそうなイメージに乗せる。正しくは**排出事業者自己処理の原則**。都道府県は許可・指導・監督の立場であって、処理の実行主体ではない。後半の「産業廃棄物税を課す都道府県がある」は事実なので、前半と合わせて「正しそうに見える」構造になっている。**前半と後半を別々に正誤判定**すること。

トラップ 2 (肢工)：「最終処分場が逼迫している」というかつてのニュース・教科書的印象を利用して「急減」と言わせる。しかし近年はリサイクル進展・排出抑制により**横ばい～微増**。一般知識では「統計の最新動向」を問うので、古い常識で判断してはいけない。

トラップ 3 (全肢共通)：ア・イ・オは詳細な注記（有料化の実施、バーゼル条約の加入）まで踏み込むことで「正しい」と判断しやすくなっている。組合せ問題では**明らかに誤りの 2 つを特定**することを優先。

ルール

- ✓ **ルール：**廃棄物処理の責任分担を区別する。一般廃棄物＝市区町村、産業廃棄物＝**排出事業者自ら**（都道府県ではない）。
- ✓ **ルール：**産業廃棄物税を課す都道府県は存在する。処理主体の論点とは別に、法定外目的税としての産業廃棄物税は実在する（三重県が最初、2002年）。
- ✓ **ルール：**最終処分場の残余容量・残余年数は近年横ばい～微増。「急減」「逼迫」というキーワードは古い認識。
- ✓ **ルール：**バーゼル条約は有害廃棄物の越境移動を規制。日本は1993年加入。国内法としてバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）を整備。
- ✓ **ルール：**組合せ問題は「誤りを 2 つ特定する」のが最速。正しい肢を全部確認するより、誤りを狙い撃ちする方が効率的。

21

p.85

R1 問 55

B: 要約化

訂正内容: ア～オの要約と注記*通信傍受法を公式原文に復元

【誤】書籍の現状

ア. 通信の秘密を守る義務は電気通信事業者のみに及び、他の事業者の回線を借りている事業者には及ばない。／ウ. 通信傍受法によれば、特定犯罪に限り、捜査機関が裁判所の令状なしに通信傍受が認められる。／エ. 刑事施設の長は、受刑者の信書を検査し、内容によっては差し止めができる。

【正】公式原文による正しい問題文

通信の秘密に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

ア. 通信の秘密を守る義務を負うのは電気通信回線設備を保有・管理する電気通信事業者であり、プロバイダなど他の電気通信事業者の回線設備を借りている電気通信事業者には通信の秘密保持義務は及ばない。

イ. 電気通信事業者のみならず、通信役務に携わっていない者が通信の秘密を侵した場合にも、処罰の対象となる。

ウ. 通信傍受法*によれば、薬物関連、銃器関連、集団密航関連など特定の犯罪に限り、捜査機関が裁判所の令状なしに通信の傍受をすることが認められる。

エ. 刑事施設の長は、通信の秘密の原則に対する例外として、受刑者が発受信する信書を検査し、その内容によっては差止めをすることができる。

オ. 通信の秘密には、通信の内容のみならず、通信当事者の氏名・住所、通信日時、通信回数も含まれる。

(注) * 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

1. ア・イ 2. ア・ウ 3. イ・エ 4. ウ・オ 5. エ・オ

正答: 2

22

p.88

H30 問 47

C: 書換え

訂正内容: イは「監理団体の許可制や技能実習計画の認定制」、ウは「優良な監理団体・実習実施者に対して実習期間延長・受入人数枠拡大」、エは「JICA が新たに担う」、オは「OTIT 新設」に修正。アも「新しい制度が導入されるまでは専ら外国人登録法による在留資格」と原文通りに復元。正答は 1 (ア・エが妥当でない: アの外国人登録法は既に廃止、エの JICA は誤り。実際は OTIT)

【誤】書籍の現状

ア. 従来の技能実習は、外国人登録法による在留資格として認められていた。／イ. 技能実習の適正な実施等を図るため、外国人技能実習機構が設けられた。／ウ. 新制度では優良な監理団体等には実習期間の延長が認められるようになった。／エ. 技能実習に関する業務は国際協力機構 (JICA) が担当している。／オ. 新制度では技能実習生に対する人権侵害行為について罰則が設けられた。

【正】公式原文による正しい問題文

2017 年 11 月から始まった新しい外国人技能実習制度に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

ア. 新しい制度が導入されるまでは、外国人の技能実習制度は、専ら外国人登録法による在留資格として定められていた。

イ. 技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制が新たに導入された。

ウ. 優良な監理団体・実習実施者に対しては、実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大などの制度の拡充が図られた。

エ. 外国人技能実習制度の円滑な運営および適正な拡大に寄与する業務を、国際協力機構 (JICA) が新たに担うことが定められた。

オ. 外国人技能実習制度の適正な実施および外国人技能実習生の保護に関する業務を行うため、外国人技能実習機構 (OTIT) が新設された。

1. ア・エ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. ウ・オ

正答: 1

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

2017年11月から始まった**新しい外国人技能実習制度**についての問題。中学生向けに言うと、『外国から来て日本で技術を学ぶ外国人のための仕組みが、2017年に新しくなった』という話。『妥当でないものの組合せ』＝**ウソが書かれている肢**を2つ選ぶ。根拠法は『**外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律**（技能実習法）』。

ア × 妥当でない（正解の一つ）

新制度導入以前の技能実習の在留資格の根拠法は**出入国管理及び難民認定法**（入管法）であって、『**外国人登録法による在留資格**』ではない。そもそも**外国人登録法は2012年に廃止**されており、在留資格を定める法律でもなかった（外国人登録法は外国人の身分情報登録のための法律）。『**専ら外国人登録法による在留資格として**』という部分がウソ。

イ ○ 妥当（正しい）

技能実習法により、**監理団体の許可制**（技能実習法23条）と**技能実習計画の認定制**（同法8条）が新たに導入された。以前は地方入国管理局が監理団体を確認するだけだったが、新制度では許可・認定のハードルを設けて制度の適正化を図った。

ウ ○ 妥当（正しい）

実習実施者・監理団体の両方が**優良**と認められる場合、実習期間は従来の**3年から最長5年に延長**され、受入れ人数枠も**最大2倍**まで拡大される。優良な受入先には特典を与え、インセンティブで制度全体の質を上げる仕組み。

エ × 妥当でない（正解の一つ）

制度の円滑な運営・適正な拡大に寄与する業務を担うのは**公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）**であり、**国際協力機構（JICA）**ではない。**JICA**は途上国への**ODA（政府開発援助）**を行う独立行政法人で、技能実習とは別物。『名前が似ている別組織のすり替え』という典型的なひっかけ。

オ ○ 妥当（正しい）

技能実習法により、**外国人技能実習機構（OTIT）**が**認可法人**として新設された（同法57条以下）。OTITは監理団体や実習実施者への**実地検査**や、技能実習計画の認定、実習生からの相談対応などを行う。

したがって妥当でないものは**アとエ**であり、正答は**1**。

引っかけパターン

パターン1：外国人登録法と入管法のすり替え

『外国人登録法による在留資格』という表現が出たら要注意。**外国人登録法は2012年廃止**で、そもそも在留資格を定める法律ではなかった（身分情報登録のための法律）。在留資格の根拠は一貫して**出入国管理及び難民認定法**（入管法）。廃止済みの法律名や、別の性格の法律名を滑り込ませる典型トラップ。

パターン2：JICAとJITCOの名称混同

名前が似ている別組織のすり替えは定番。

- **JITCO**（公益財団法人国際研修協力機構）＝技能実習の円滑運営支援
- **JICA**（独立行政法人国際協力機構）＝ODA・途上国援助
- **OTIT**（外国人技能実習機構）＝技能実習の監督・検査（認可法人、新制度で新設）

『JICA が技能実習』『JITCO が監督機関』などと書かれたら誤り。

パターン 3: 『専ら』『当然に』などの強い限定

『専ら外国人登録法』のように**強い限定の副詞**がついた記述は、根拠法が複数ある場合に誤りになりやすい。強い限定表現を見たら『本当に他の法律はないのか』と疑う癖をつける。

ルール

- ✓ **ルール：外国人登録法は 2012 年廃止。**在留資格の根拠は一貫して**入管法（出入国管理及び難民認定法）**。
- ✓ **ルール：技能実習関係の 3 組織を区別。****JITCO** = 支援（旧来）、**OTIT** = 監督（新設認可法人）、**JICA** = ODA（無関係）。
- ✓ **ルール：新制度の 2 本柱 = 監理団体の許可制 + 技能実習計画の認定制。**
- ✓ **ルール：優良要件を満たせば実習期間 3 年 → 5 年、人数枠 2 倍。**インセンティブ付与で制度の質を向上。
- ✓ **ルール：OTIT は認可法人。**外国人技能実習機構は 2017 年新設、実地検査・認定を担う。

23

p.92

H30 問 51

B: 要約化

訂正内容: 5 つの選択肢を原文の表現通りに復元（「墓地使用者が所在不明となって 10 年経過した墓については、経営者の裁量で撤去することが、法律で認められている」等）

【誤】書籍の現状

墓地の経営には都道府県知事の許可が必要だが、納骨堂については届出のみで営業できる。／火葬時には生前に住民登録があった市町村長の許可証が必要である。／（以下簡略化）

【正】公式原文による正しい問題文

日本の墓地および死体の取扱い等に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 墓地の経営には、都道府県知事の許可が必要であるが、納骨堂の経営は届出のみでよい。
2. 死体を火葬する際には、生前に住民登録があった市町村の長の許可証を得ることが法律で義務付けられている。
3. 死体の火葬を死亡又は死産の当日に行うことは法律で禁止されておらず、感染症などによる死亡の場合には、むしろ死亡当日の火葬が法律で義務付けられている。
4. 死体は火葬されることが多いが、土葬も法律で認められている。
5. 墓地使用者が所在不明となって 10 年経過した墓については、経営者の裁量で撤去することが、法律で認められている。

正答: 4

訂正内容: アを「市町村内に家屋敷を有する個人であっても、住所を有しない場合には住民税が課されない」、ウを「他市の特別養護老人ホーム入居者と住所地特例制度」、エを「都市公園で起居するホームレスの住民登録上の住所地」に修正。正答はイ・オ (4)

【誤】書籍の現状

ア. 住民基本台帳の閲覧は何人でも自由にできる。/ウ. 住民票に記載される事項には、本人のマイナンバー (個人番号) は含まれない。/エ. 市町村内に住所を有する個人のみが住民税を納税する義務を負う。

【正】公式原文による正しい問題文

地方自治体の住民等に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア. 市町村内に家屋敷を有する個人であっても、当該市町村内に住所を有しない場合には、当該市町村の住民税が課されないものとされている。

イ. 日本国籍を有しない外国人は、当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、一定の要件に該当するときには、住民基本台帳制度の適用対象になる。

ウ. 自宅から離れた他市の特別養護老人ホームに入居した者であっても、自宅のある市町村に住民登録を残し、住所地特例制度により当該市町村の介護保険を利用することができる。

エ. 市の管理する都市公園の中で起居しているホームレスについては、当然に、当該都市公園が住民登録上の住所地となる。

オ. 市町村内に住所を有する個人だけでなく、当該市町村内に事務所または事業所を有する法人も、住民税を納税する義務を負う。

1. ア・ウ 2. ア・オ 3. イ・エ 4. イ・オ 5. ウ・エ

正答: 4

正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

地方自治体の**住民**に関するルール (住民税・住民基本台帳・介護保険など) について、**妥当なもの (= 正しい記述) の組合せ**を選ぶ問題。中学生向けに言うと、『市町村の住民って誰?』『住民税は誰にかかると?』『住民票はどうなる?』といった基本知識を横断的に問う。正解はイとオ。

ア × 妥当でない

住民税の納税義務者は、市町村内に**住所を有する個人**だけでなく、市町村内に住所はなくても**事務所・事業所または家屋敷を有する個人**も含まれる (地方税法 294 条 1 項)。これを**家屋敷課税** (均等割のみ課税) という。『住所がないから住民税が課されない』という結論がウソ。別荘・セカンドハウスを持っているだけで、その市町村の住民税 (均等割) がかかる、と覚える。

イ ○ 妥当 (正しい・正解の一つ)

外国人も、適法な在留資格で 3 か月を超えて日本に在留するなど一定の要件を満たせば**住民基本台帳法**

の適用対象となる（住基法 30 条の 45）。**2012 年 7 月の住民基本台帳法改正**（外国人登録法の廃止と同時期）により、外国人も日本人と同様に住基台帳に登録され、住民票が作成されるようになった。

ウ × 妥当でない

住所地特例制度の仕組みを取り違えている。住所地特例制度とは、『**被保険者が住所地以外の市区町村にある介護保険施設等に入居して住所を移した場合、従前の市区町村が引き続き保険者となる**』特例措置（介護保険法 13 条）。記述は『**自宅のある市町村に住民登録を残し**』とするが、実際は**施設所在地に住民票を移しても**、保険者は**元の市町村のまま**、という制度。住民票を移さないのではなく、移しても保険者が変わらない点がポイント。住民票は**施設所在地**に移すのが原則。

エ × 妥当でない

最判平成 20 年 10 月 3 日（大阪市ホームレス住民登録事件）は、都市公園での起居について『**社会通念上住所といえるだけの定着性・継続性を有しない**』として、都市公園を住民登録上の住所地とすることを**認めなかった**。さらに公園での占拠は**不法占拠**であり、公的機関が住所として認定すべきものではない、という実務上の扱いもある。『**当然に**住民登録上の住所地となる』という断定がウソ。

オ ○ 妥当（正しい・正解の一つ）

住民税は個人住民税と**法人住民税**の両方があり、市町村内に事務所・事業所を有する**法人**も納税義務を負う（地方税法 294 条 1 項 3 号）。個人と法人の両方が納税義務者である点がポイント。

したがって妥当なものは**イとオ**であり、正答は **4**。

引っかけパターン

パターン 1：家屋敷課税を忘れさせるすり替え

『住所がないから住民税が課されない』と書いてあったら要注意。**市町村内に家屋敷・事務所・事業所がある者も均等割課税の対象**（地方税法 294 条 1 項 2 号）。『家屋敷課税』は住民税の例外ルールで頻出。『住所を有しない＝課税されない』という短絡結論はウソ。

パターン 2：住所地特例制度の誤解

住所地特例制度は、**住民票を移しても**保険者は元の市町村のままという制度。『**住民登録を残し**』と書いてあったら誤り。施設入居者の住民票が施設所在地に集中して、その市町村の介護保険財政を圧迫するのを防ぐための仕組み、と押さえる。

パターン 3：判例を無視した『当然に』

最判平成 20 年 10 月 3 日（ホームレスの都市公園住民登録事件）を知っていれば、『都市公園が**当然に**住民登録上の住所地となる』はウソと分かる。『当然に』『必ず』『例外なく』といった強い断定は、判例・条文の例外を無視するひっかけワード。

パターン 4：外国人と住民基本台帳

2012 年改正（外国人登録法の廃止と住基法改正）で、外国人も住民基本台帳の適用対象に変わった。『外国人は住基台帳の対象外』と書いてあれば旧制度の誤り。『2012 年の制度改正』を節目として覚える。

ルール

- ✓ ルール：家屋敷課税＝住所がなくても家屋敷・事務所・事業所があれば均等割課税。地方税法 294 条 1 項 2 号。別荘・セカンドハウスにも課税。
- ✓ ルール：住民税は個人も法人も納税義務者。市町村内に事務所・事業所がある法人も対象（地方

税法 294 条 1 項 3 号)。

- ✓ ルール：2012 年改正で外国人も住基台帳の対象。3 か月超の適法在留など要件あり（住基法 30 条の 45）。
- ✓ ルール：住所地特例制度＝住民票を施設所在地に移しても、保険者は元の市町村のまま。介護保険法 13 条。『住民登録を残す』ではない。
- ✓ ルール：最判平成 20 年 10 月 3 日＝都市公園は住民登録上の住所地ではない。ホームレスの公園起居に定着性・継続性なし。
- ✓ ルール：『当然に』『専ら』は警戒ワード。判例・条文の例外を無視するひっかけ表現。

25

p.93

H30 問 53

B: 要約化

訂正内容: ア～オの各営業形態につき原文の詳細説明（「近隣の風俗営業に関する情報を提供する」「店舗を構えて性的好奇心に応えるサービスを提供する」「射幸心をそそるような遊興用のマシンを備えた」「性的好奇心を煽るような」「店舗を構えずに、異性との性的好奇心を満たすための会話の機会を提供し異性を紹介する営業」）を復元

【誤】書籍の現状

ア. 風俗案内所／イ. ファッションヘルス／ウ. ゲームセンター／エ. ピンクチラシ類印刷事業所／オ. 無店舗型テレクラ

【正】公式原文による正しい問題文

次に掲げるア～オの営業形態のうち、風適法*による許可または届出の対象となっていないものの組合せはどれか。

- ア. 近隣の風俗営業に関する情報を提供する、いわゆる風俗案内所
 - イ. 店舗を構えて性的好奇心に応えるサービスを提供する、いわゆるファッションヘルス
 - ウ. 射幸心をそそるような遊興用のマシンを備えた、いわゆるゲームセンター
 - エ. 性的好奇心を煽るような、いわゆるピンクチラシ類を印刷することを業とする事業所
 - オ. 店舗を構えずに、異性との性的好奇心を満たすための会話の機会を提供し異性を紹介する営業である、いわゆる無店舗型テレクラ
1. ア・イ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・オ 5. エ・オ

(注) *風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

正答: 2

訂正内容: LaTeX 側の選択肢ア～オが公式と全く異なる内容(別問題)に書き換わっているため、公式原文(外国人の農業就労/農地所有借用/全国農業協同組合中央会/種苗生産知見/農業委員会)の内容に全面復元する。組合せ選択肢と正答「5(エ・オ)」は一致しているので保持。

【誤】書籍の現状

- ア. 2010年代に主要農作物種子法が新たに制定された。
- イ. 農地中間管理機構は主に耕作放棄地を買い取ることを目的としている。
- ウ. 米の生産調整(減反政策)は維持・強化されている。
- エ. 農業競争力強化支援法により、種苗生産に関する知見の民間事業者への提供が促進されている。
- オ. 2015年の農業委員会法改正により、農業委員の選挙制が廃止され、市町村長による任命制に変更された。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 49 最近の日本の農業政策に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア. 外国人の農業現場での就労は技能実習生に限って認められていたが、農業の担い手確保に向けて、専門技術を持つ外国人の就農が全国的に認められることとなった。イ. 耕作する自然人以外の主体が農地を所有・借用することは認められていなかったが、法人が農業を行う場合には、農地の借用のみはできることとなった。ウ. 農業協同組合の組織の見直しが進められており、全国の農業協同組合を取りまとめる全国農業協同組合中央会は廃止され、農業協同組合は株式会社化されることとなった。エ. 国の独立行政法人や都道府県が有する種苗の生産に関する知見については、農業の競争力強化に向けて積極的に民間事業者に提供していくこととなった。オ. 農地に関する業務を担う農業委員会は市区町村に設置されているが、農業委員の選挙制は廃止され、市区町村長の任命制に改められた。

- 1 ア・イ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 ウ・エ 5 エ・オ

正答: 5

正しい解説(本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

「最近(平成29年=2017年当時)の日本の農業政策の動きについて、正しい説明を2つ選ぶ問題。農業協同組合(JA)の改革、農地制度、農業委員会、種苗の知見提供など、2015年前後の改革がテーマ。」

ア × 誤り

専門技術を持つ外国人の就農が認められたのは**国家戦略特区内に限定**された措置(国家戦略特別区域法の改正、2017年)。「**全国的に認められることとなった**」が言い過ぎで誤り。一般的な在留資格「特定技能」で農業が全国的に解禁されるのは2019年以降の話で、本問当時はまだ特限定。

イ × 誤り

農地を所有・借用できる主体の原則は**農地法**で定められ、**農地所有適格法人(旧:農業生産法人)**の要件を満たせば法人でも**所有も借用も可能**である。2009年改正でリース方式(借用)は一般法人にも解放

済みで、2016年改正でさらに要件が緩和された。「借用のみはできる」という書き方は不正確。

ウ × 誤り

2015年の農協法改正により、**全国農業協同組合中央会（JA全中）は一般社団法人に移行したが、「廃止」されたわけではない**。また、単位農協（JA）の**株式会社化が一律に義務付けられたわけでもない**（希望する農協が組織変更できる選択肢が設けられたにすぎない）。「廃止」「株式会社化される」の両方が言い過ぎで誤り。

エ ○ 正しい

【条文】 農業競争力強化支援法（2017年）のとおり。国の独立行政法人（農研機構など）や都道府県農業試験場が保有してきた**種苗の生産ノウハウ**を、農業の国際競争力強化のため**民間事業者に積極的に提供**することが法律の柱の一つとされている（同法8条4号）。

オ ○ 正しい

【条文】 2015年改正農業委員会法のとおり。長らく続いてきた**農業委員の公選制（選挙制）は廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命する方式**に改められた（同法8条）。

よって妥当な組合せは**エ・オ**。

引っかけパターン

パターン1：「一部・特区限定」を「全国・一律」に拡張するトラップ（肢ア）

外国人の農業就労拡大は、当時は**国家戦略特区限定**の実証的措置。「全国的に認められることとなった」と書くときり。特区→全国への拡張時期を混同させる典型パターン。

パターン2：組織改革の「組織形態変更」を「廃止」と言い換えるトラップ（肢ウ）

JA全中の**一般社団法人化**は「廃止」ではない。また**単位農協の株式会社化は義務ではなく選択肢**として加えられただけ。「廃止」「株式会社化される」という断定表現に反応して誤答させる。

パターン3：数字・要件を単純化・歪曲するトラップ（肢イ）

「法人は借用のみできる」は実態と乖離。農地所有適格法人なら所有もでき、一般法人もリースは可。条文の正確な建付けを曖昧にして誤答を誘う。

ルール

- ✓ ルール：2015年農業改革3点セットを覚える。

農業委員の公選制廃止→市町村長任命制（農業委員会法）／**JA全中の一般社団法人化**（農協法）／**農地中間管理機構（農地バンク）**の活用。

- ✓ ルール：農業競争力強化支援法（2017年）＝種苗知見の民間提供。

独立行政法人・都道府県が蓄積した**種苗生産ノウハウ**を民間事業者に提供する仕組みが法定されている。

- ✓ ルール：「廃止」と「組織変更」は別物。

JA全中＝一般社団法人化（廃止ではない）。単位農協の株式会社化は**選択肢**であり**義務ではない**。

訂正内容: 「文章の概要: ...」の短縮要約を削除し、公式原文の本文（仮想通貨・ビットコイン・P2P 型ネットワーク・ブロックチェーンの詳細説明）に復元する。tabular 形式の選択肢・正答「2」は一致しているので保持。

【誤】書籍の現状

(文章の概要: ビットコインは [I] と異なり、特定の発行者・管理者が存在しない。ネットワークは [II] 型で、取引履歴は [III] 型のデータベースに記録される。各ブロックには [IV] が含まれている。)

【正】公式原文による正しい問題文

問題 50 ビットコインに関する次の文章の空欄 [I] ~ [IV] に入る適切な語の組合せとして、妥当なものはどれか。

仮想通貨とは「国家の裏付けがなくネットワークなどを介して流通する決済手段」のことを指す。仮想通貨にはこれまで様々な種類の仕組みが開発されてきたが、その 1 つがビットコインである。ビットコインは分散型仮想通貨と呼ばれるが、実際の貨幣と同様、当事者間で直接譲渡が可能な流通性を備えることから [I] と異なる。[II] 型で、通常の通貨とは異なり国家の裏付けがなくネットワークのみを通じて流通する決済手段である。ビットコインを送金するためには、電子財布に格納されている秘密鍵で作成する電子署名と、これを検証するための公開鍵が必要となる。

[II] 型ネットワークをベースにするため、中心となるサーバもないし、取引所で取引を一括して把握するようなメカニズムも存在しない。取引データは利用者それぞれの端末に記録され、そうした記録がブロックチェーンに蓄積される。

ブロックチェーンとは、ブロックと呼ばれる順序付けられたレコードが連続的に増加していくリストを持った [III] 型データベースをいい、それぞれのブロックには [IV] と前のブロックへのリンクが含まれている。一度生成記録されたデータは遡及的に変更できない。この仕組みがビットコインの参加者に過去の取引に対する検証と監査を可能としている。

空欄候補: I ア:電子マネー/イ:クレジットカード II ア:P2P/イ:解放 III ア:分散/イ:集約 IV ア:所有者名/イ:タイムスタンプ

I II III IV 1 ア ア ア ア 2 ア ア ア イ 3 ア イ ア イ 4 イ ア イ ア 5
イ イ イ ア

正答: 2

訂正内容: LaTeX 側で選択肢イが正しい内容に書き換えられ（誤り肢として機能しない）、選択肢ウ・エも書き換えられている。組合せ選択肢も 1 番目「ア・イ」と 4 番目「ウ・エ」が誤り。公式原文どおり、選択肢イ（権利者の保護・著作物の普及推進・国民経済の発展）、ウ（創作性・表現性・財産性の三つ）、エ（データベースは

著作物ではない)に戻し、組合せも「ア・ウ／ア・オ／イ・ウ／イ・エ／エ・オ」に修正する。選択肢ア・オおよび正答「2(ア・オ)」は維持。

【誤】書籍の現状

組合せ：・ア・イ・ア・オ・イ・ウ・ウ・エ・エ・オ

イ. 著作権法の目的は、著作者の権利保護、文化的所産の公正な利用、及び文化の発展への寄与の三つである。ウ. 著作物として認められるためには「財産性」が要件である。エ. データベースは著作物として保護されることはない。

【正】公式原文による正しい問題文

問題 55 日本の著作権に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア. 裁判所の出す判決は、裁判官らによって書かれているが、その公共性の高さから著作権が認められていない。イ. 著作権法の目的は、権利者の保護、著作物の普及推進、国民経済の発展の三つとされている。ウ. 著作物に該当するかどうかは、創造性、表現性、財産性の三つから判断することとされている。エ. データベースは著作物ではないので著作権法の保護の対象とならない。オ. 原作を映画化したり脚色した作品も、原作とは別に著作権法上保護の対象となる。

1 ア・ウ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 エ・オ

正答：2

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

「**著作権法**の基本ルールを5つの選択肢から判断させる問題。著作権の対象外となるもの（判決・法令など）、**著作権法の目的**、**著作物の要件**、**データベースの保護**、**二次的著作物**など、著作権法の入り口論点がまとめて問われる。」

ア ○ 正しい

【条文】著作権法13条のとおり。**憲法その他の法令、国・地方公共団体の告示・訓令・通達**、そして**裁判所の判決・決定・命令等**は、著作権の目的となる著作物から除外されている。判決は裁判官が創作的に書いたものであっても、国民が自由に利用できるよう公共性の観点から著作権の対象外とされる。

イ × 誤り

【条文】著作権法1条が定める目的は、**著作者等の権利の保護**を図り、もって**文化の発展に寄与**することである（加えて**文化的所産の公正な利用**への配慮）。「**権利者の保護・著作物の普及推進・国民経済の発展の三つ**」という整理は条文にない。とくに「**国民経済の発展**」は著作権法ではなく**独占禁止法や特許法に近い目的表現**で、**著作権法の目的にはない**。

ウ × 誤り

【条文】著作権法2条1項1号によれば、著作物とは「**思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」をいう。すなわち要件は①**思想・感情性**、②**創造性**、③**表現性**、④**文芸・学術・美術・音楽の範囲**であり、「**財産性**」は要件ではない。財産的価値があるかどうかは問わない。

エ × 誤り

【条文】 著作権法 12 条の 2 は、データベースでその**情報の選択または体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する**と明記している。一律に「著作物ではない」と言い切ることはいかない。

オ ○ 正しい

【条文】 著作権法 2 条 1 項 11 号・11 条のとおり。原作の小説を映画化・脚色した作品は**二次的著作物**であり、**原作の著作権とは別個**に著作権法上の保護を受ける。なお二次的著作物の保護は原作の著作権に影響を及ぼさない（11 条）。

よって妥当な組合せは**ア・オ**。

引っかけパターン

パターン 1：法目的の「それっぽい三点セット」を並べるトラップ（肢イ）

条文にない「**国民経済の発展**」を混ぜて、もっともらしい目的条文にすり替える古典的なトラップ。著作権法 1 条は「**著作者等の権利の保護**」と「**文化の発展に寄与**」がキーワードで、「国民経済」は出てこない。

パターン 2：要件に余計な項目を混ぜ込むトラップ（肢ウ）

著作物の要件に「**財産性**」という他人の土俵（財産法・特許法的発想）の言葉を紛れ込ませる。著作物は**創作的表現**であればよく、財産的価値があるかは関係ない（赤ちゃんの落書きでも創作性があれば著作物）。

パターン 3：例外・限定条件を無視して全否定するトラップ（肢エ）

「データベースは著作物ではない」と言い切ると誤り。**情報の選択または体系的構成に創作性があれば保護**される（12 条の 2）。「一律否定」表現は要注意。

ルール

✓ **ルール：著作権の対象外を覚える（13 条）。**

憲法・法令／告示・訓令・通達／裁判所の判決・決定／これらの翻訳・編集物（国等が作るもの）。

これらは著作権の目的にならない。

✓ **ルール：著作権法 1 条の目的は「権利保護＋文化の発展」。**

「国民経済の発展」は著作権法の目的ではない。他法との混同に注意。

✓ **ルール：著作物の要件は 4 つ（2 条 1 項 1 号）。**

①**思想・感情**、②**創作性**、③**表現**、④**文芸・学術・美術・音楽の範囲**。**財産性は要件ではない。**

✓ **ルール：二次的著作物は原作と別個に保護される（2 条 1 項 11 号・11 条）。**

映画化・翻訳・編曲などの二次的著作物は、原作の著作権とは独立した著作権を有する。

訂正内容: 組合せ選択肢の並びを公式 (ア・ウ/ア・オ/イ・ウ/イ・エ/エ・オ) に修正し、オの文末の「、それらの関税は撤廃を免れることとなった」を追加する。ウにも「TPP 協定によって世界最大の自由貿易圏が誕生することとなる」の語を補う。

【誤】書籍の現状

・ア・ウ・ア・エ・イ・ウ・イ・エ・ウ・オ

オ. TPP 協定交渉について日本では農産品の重要 5 項目とされる米、麦、大豆、牛肉・豚肉、乳製品の関税維持が主張された。

【正】公式原文による正しい問題文

2016 年 2 月に署名された TPP (Trans-Pacific Partnership) 協定に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア. TPP 協定は、日本、アメリカ、韓国などの環太平洋経済圏 12 か国によって自由貿易圏を構築することを目指すものである。

イ. TPP 協定により、音楽や小説などの著作権の保護期間が統一されることとなり、日本では著作権の保護期間が、これまでよりも延長されることとなる。

ウ. TPP 協定に参加する国々の GDP を合計した値は、世界各国の GDP 合計値の 5 割を超えており、TPP 協定によって世界最大の自由貿易圏が誕生することとなる。

エ. TPP 協定により、日本が輸入する全品目の 9 割以上で、最終的に関税が撤廃されることとなる。

オ. TPP 協定交渉について日本では農産品の重要 5 項目とされる米、麦、大豆、牛肉・豚肉、乳製品の関税維持が主張され、それらの関税は撤廃を免れることとなった。

1. ア・ウ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. イ・エ 5. エ・オ

正答: 4

正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

「2016 年 2 月に署名された **TPP 協定** (環太平洋パートナーシップ協定) という巨大な **自由貿易協定** に関する問題。中学生向けに言うと、太平洋を囲む 12 か国で『お互いに関税を下げても自由に貿易しよう』という約束。妥当 (=正しい) な記述 2 つを選ぶ。」

ア × 妥当でない

TPP 参加の 12 か国に韓国は含まれていない。参加国は日本、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、ブルネイ。韓国は APEC メンバーではあるが TPP 交渉には参加していない。『韓国などの』という部分がウソ。

イ ○ 妥当 (正しい・正解の一つ)

TPP 協定では知的財産分野で、著作権の保護期間が著作者の死後 70 年に統一されることになった。日本は従来死後 50 年だったので、日本では保護期間が延長されることになる。(その後、TPP11 発効に

合わせて日本の著作権法は 2018 年に改正され死後 70 年となった。)

ウ × 妥当でない

TPP 参加 12 か国の GDP 合計は世界全体の GDP の約 4 割弱 (約 36~40%) であり、5 割を超えてはいない。アメリカ・日本という経済大国が入っているが、中国・EU が入っていないので世界の過半には届かない。『5 割を超えており』という部分がウソ。

エ ○ 妥当 (正しい・正解の一つ)

TPP 協定により、日本は輸入する全品目のうち約 95% で最終的に関税を撤廃することに合意した。9 割以上という記述は正しい。日本の関税撤廃率は、従来の EPA (経済連携協定) と比べても高い水準。

オ × 妥当でない

日本の農産品重要 5 項目は、米・麦・牛肉・豚肉・乳製品・甘味資源作物 (砂糖など) の 5 つ。『大豆』は含まれていない。したがって『米、麦、大豆、牛肉・豚肉、乳製品』という列挙が誤り。さらに実際の交渉結果でも、これら 5 項目はすべての関税が維持されたわけではなく、約 3 割の品目で関税撤廃・削減がなされたので『関税は撤廃を免れることとなった』という結論も不正確。

したがって妥当なものはイとエであり、正答は 4。

引っかけパターン

パターン 1: TPP 参加国のダミー (韓国)

参加国の列挙に韓国が入っていたら誤り。韓国は TPP には参加していない (別途 FTA を推進)。参加国の中にダミーを混ぜるのは国際協定系問題の定番。日本、アメリカ、オーストラリア、カナダ、メキシコ、シンガポール等の 12 か国と覚える。

パターン 2: 重要 5 項目の『大豆』混入

日本の農産品重要 5 項目は『米・麦・牛肉豚肉・乳製品・甘味資源作物 (砂糖)』。『大豆』と書かれていたら誤り。語呂合わせで『米・麦・肉・乳・砂糖』と覚える。

パターン 3: GDP シェアの水増し

TPP の参加国 GDP 合計は世界の 4 割弱。『5 割を超える』は誇張でウソ。中国・EU が不参加のため、世界の過半には届かない。

ルール

- ✓ ルール: TPP 参加 12 か国に韓国・中国は含まれない。日米豪 NZ 加墨ペルーチリ星越馬ブルネイ。
- ✓ ルール: 農産品重要 5 項目 = 米・麦・牛肉豚肉・乳製品・甘味資源作物。大豆は含まれない。
- ✓ ルール: 著作権保護期間は TPP で死後 70 年に統一。日本は 50 年 → 70 年に延長。
- ✓ ルール: 日本の関税撤廃率は約 95%。全品目の 9 割以上で撤廃。
- ✓ ルール: TPP 参加国の GDP は世界の約 4 割弱。『5 割超』は誤り。

訂正内容: LaTeX 側は「(文章の概要…)」として要約し、冒頭段落(コンピュータの処理速度・将棋囲碁の対局例等)と選択肢表(1~5の組合せ)を省略して正解を直接提示している。公式原文の冒頭段落と選択肢表(1~5)を復元する。正答は4(I=ケ/II=カ/III=オ/IV=コ)。

【誤】書籍の現状

(文章の概要: 従来コンピュータが得意な能力は検索や [I] であり、人が得意な能力は工夫や [II] である。しかし現在の人工知能は、人間が得意としてきた [III] や [IV] に類する能力を獲得しつつある。)

選択肢の語句: ア. 感情、イ. 認知、ウ. 想像、エ. 論証、オ. ひらめき、カ. 創造、キ. 差別、ク. 記憶、ケ. 計算、コ. 推論

正解の組合せ: I = ケ (計算)、II = カ (創造)、III = オ (ひらめき)、IV = コ (推論)

【正】公式原文による正しい問題文

人工知能に関する次の文章の空欄 [I] ~ [IV] にあてはまる語句の組合せとして、妥当なものはどれか。

コンピュータの処理速度や記憶容量が向上しさえすれば、人間と同じように思考するコンピュータを開発することができると考えられた時期もあった。最近、将棋や囲碁の対局でコンピュータがトップレベルの棋士に勝利するようになったと報道された。その発展は、コンピュータに過去の大量の対局データをインプットし、更にそのデータに基づいて最適の解を導けるようコンピュータ自身で学習し実力を高める仕方を覚えられるようになったからといわれている。

このようなコンピュータの発展動向は、従来コンピュータが得意な能力は検索や [I] であって人が得意な能力としては工夫や [II] が代表的なものと考えられてきたが、今ではコンピュータもこれまで人間が得意としてきた [III] や [IV] に類する能力を持ち始めたことを意味している。

ア. 感情 イ. 認知 ウ. 想像 エ. 論証 オ. ひらめき カ. 創造 キ. 差別 ク. 記憶 ケ. 計算
コ. 推論

1. I = ク II = ア III = エ IV = コ 2. I = ク II = キ III = エ IV = ウ 3. I = ケ II = ウ III = オ
IV = ク 4. I = ケ II = カ III = オ IV = コ 5. I = コ II = カ III = ク IV = イ

正答: 4

お問い合わせ

本正誤表に関するお問い合わせ、修正版書籍のご案内をご希望の方は著者までご連絡ください。

公式過去問の確認先

行政書士試験研究センター: <https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/>

以上